

## □山田体育館利用料一覧表

区分				単位	基礎額	
競技場	アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	全面	1時間	300円
			大人	//	//	600円
		入場料を徴収する場合	高校生以下	//	//	900円
			大人	//	//	1,800円
	アマチュア以外	入場料を徴収しない場合		//	//	3,300円
		入場料を徴収する場合		//	//	9,900円
	競技場の3分の2を利用する場合				//	全面利用の場合の3分の2に相当する額
	競技場の2分の1を利用する場合				//	全面利用の場合の2分の1に相当する額
	競技場の3分の1を利用する場合				//	全面利用の場合の3分の1に相当する額
	照明設備（1団体当たり）				//	200円

単位当たりの使用料の額：基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。